

平成25年度 第21回庁議要旨

日時：平成26年2月3日（月）

午前9時00分～

会場：庁議室

[審議事項]

1 コミュニティ形成支援の充実・強化について（復興政策部）

町内会や行政区が壊滅的な地区では、コミュニティ活動が困難となっているなか、復興公営住宅への入居が始まるとともに新たなコミュニティ形成支援が必要となっている。また、震災復興基本計画に基づき、コミュニティ形成支援補助事業を実施しているが、制度面の拡充が求められており、こうした地域においては、自治意識の芽生えを育む施策が必要である。

コミュニティの再生・強化を推進するため、NPO等の民間団体の企画力、行動力を活用した「地域づくりコーディネート」事業を展開し、住民主体による地域づくりやコミュニケーションづくりを後方支援する。

なお、本事業により、地域の自治力の向上をめざし、地域福祉の推進と連携を図りながら、将来的な「地域自治システム」への移行や「地域包括ケア」の土壌づくりに寄与するもの。

(1) 主な内容

ア 地域づくりコーディネート事業（新規）

(ア) 補助対象事業；NPO等が主体となり、住民自治組織の推薦を受け、住民主体による地域づくりやコミュニケーションづくりを推進するための支援事業

- ・ 白地地区におけるコミュニティの再生・再構築を図る事業
- ・ 新市街地や復興公営住宅における新たなコミュニティ形成を図る事業
- ・ 応急仮設住宅におけるコミュニティ維持を図る事業
- ・ その他、住民自治組織の機能の充実、強化、再生、再構築を図る事業

(イ) 補助金額；1団体につき500万円を限度とする。

(ウ) 交付決定；申請団体による企画提案を受け、コンペ方式により決定する。

イ コミュニティ形成支援補助事業（拡充）

(ア) 補助対象事業；町内会や仮設住宅団地の自治会組織等が実施主体となり、住民主体による地域づくりやコミュニケーションづくりを推進するための交流事業等

(イ) 補助金額；1団体につき10万円を限度とする。（現行；5万円）

(ウ) 対象団体の拡充

区分	内容
現行	市内に設立されている町内会や仮設住宅団地の自治組織等
拡充	仮設住宅団地における世話人会 被災した町内会に代わりコミュニティ活動を実施する任意団体 町内会等の自治組織を設立するための準備会

(エ) 交付決定；申請に基づく要件審査

(オ) 参考（平成24年度実績）；交付80件、交付確定額3,951,086円（総事業費10,426,861円）

(2) 今後の予定

ア 平成26年市議会第1回定例会に関連議案を提案

イ 平成26年4月 石巻市コミュニティづくり支援補助金交付要綱の一部改正

2 公有財産の低率貸し付けによる有効活用について（総務部・産業部）

東日本大震災によって被災した公共施設跡地をはじめ、防災集団移転促進事業等により増大が予想される市有財産の有効利用を図る必要があることから、企業立地等促進条例に定める事業所に対して普通財産の貸付料を時価よりも低い価額で貸し付けることにより、企業誘致が促進され、本市における産業の振興と雇用の拡大を図るとともに、市有財産の有効利用及び適切な財産管理を図るもの。

(1) 主な内容

営利目的の場合の普通財産の貸付料率は、行政財産目的外使用の場合と同じ6.5%（平成24年度～平成26年度適用）としているものを、石巻市企業立地等促進条例の要件に適合した事業所に貸し付ける場合に限り、貸付料率を1.4%とし、10年間同じ貸付料率とするもの。

【適合基準】

- ①対象区域 市内全域の普通財産
- ②対象事業所 企業立地等促進条例及び施行規則に定める市の指定企業者とする。
- ③事業所種類 企業立地等促進条例及び施行規則に定めるもの
 - 1. 植物工場 2. 製造業 3. 太陽光発電施設、バイオマス発電所、熱電併給システム 4. 情報サービス業、データセンター
 - 5. 道路貨物運送業、倉庫業 6. 自然科学研究所 7. 旅館、ホテル 8. 遊園地 9. 博物館、美術館、動物園、植物園、水族館 10. 自動車整備業、機械修理業、電気機械器具修理業、コールセンター
- ④貸付料 貸付けする年度における当該市有地の仮固定資産評価額（当該年度分の仮固定資産評価額が決定されていない場合は、前年度の仮固定資産評価額）の100分の1.4とする。（固定資産税率相当）
- ⑤貸付料減免期間 新規及び既存貸付契約とともに平成26年4月1日から10年間（平成35年度まで）を限度とする。

(2) 今後の予定

ア 平成26年市議会第1回定例会に条例の一部改正を提案

イ 施行予定年月日 平成26年4月1日

3 震災復興土地基金及び公共施設等整備基金の設置について（財務部）

復興事業を推進するためには、用地の迅速な取得が必要である。また、今後見込まれる施設整備を進めるに当たり、財源の確保が重要になってくることから、新たに基金を造成し、公用・公共用施設整備の安定的な事業運営を図るもの。

(1) 主な内容

ア 震災復興土地基金条例

- (7) 目的 復興事業を進めるために必要な公用若しくは公共用に供する土地又は公共の利益のために必要のある土地をあらかじめ取得するこ

とにより、事業の円滑な執行を図る。

(イ) 基金の額 10億円とする。

ただし、必要があると認めるときは、予算の定めるところにより基金に追加して積立、又は基金を処分することができ、その場合、基金の額は、積立額、処分額相当額が増減するものとする。

(ウ) 繰替運用 財政上必要がある場合は、繰替運用可能とする。

(エ) 運用益金の整理 基金から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に編入する。

イ 公共施設等整備基金条例

(ア) 目的 公用又は公共の用に供する施設について、市が整備するために必要な経費に充てるため。

(イ) 積立 毎年度基金として積立てる額は、当該年度の予算に定める額の範囲の額とする。

なお、当初の積立額は10億円とする。

(ウ) 繰替運用 財政上必要がある場合は、繰替運用可能とする。

(エ) 運用益金の整理 基金から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に編入する。

(2) 今後の予定

ア 平成26年市議会第1回定例会に条例及び当初予算を提案

イ 施行予定年月日 平成26年4月1日

4 市街地における移転先借地料の軽減について（復興事業部）

本年2月から移転先宅地及び復興公営住宅入居場所の確定のため「宅地登録」及び「復興公営住宅の変更登録」の受付を開始するに当たり、現在、未登録者の追跡調査を行っている。

復興公営住宅の事前登録受付時や未登録者の追跡調査において、未だ「住宅再建に向け検討中」との相談が寄せられていることから、2月からの恒久的な生活再建場所の確定登録に向け、住宅再建に向け検討されている被災者の住宅建築による生活再建を促進するため、市街地移転先借地料の更なる軽減措置を行うもの。

(1) 主な内容

【市街地移転先宅地の借地料の軽減】

ア 対象 市街地の集団移転先団地で、防災集団移転対象者が借地により住宅再建をする場合

イ 軽減期間 10年

ウ 軽減額 借地面積のうち200㎡を上限に借地料を100%減額する。

※200㎡を越す面積分の借地料を課す。

(2) 今後の予定

2月定例記者会見で公表

5 石巻市震災復興土地区画整理事業について（復興事業部）

地区住民の合意形成の遅れから後発となった新蛇田南第二地区における被災市街地復興土地区画整理事業の施行開始及び新市街地の土地区画整理事業に係る費用負担の変更が見込まれるもの。

(1) 主な内容

【石巻市震災復興土地区画整理事業施行に関する条例の改正】

ア 費用の負担について条例の一部を改正する。

第6条に「(4) 前3号に掲げるもののほか、国その他が補助する事業費等」を加える。

イ 新蛇田南第二地区の土地区画整理事業を実施するために条例の一部を改正する。

別表第1（第2条（事業の名称）、第3条（施行地区に含まれる地域の名称）関係）及び別表第2（第12条（土地区画整理審議会の名称）、第13条（委員の定数）関係）に必要な事項を追加する。

(2) 今後の予定

ア 平成26年市議会第1回定例会に関連議案を提案

イ 施行予定年月日 第6条の改正は公布の日から、別表関係については新蛇田南第二地区土地区画整理事業計画決定の広告の日から

6 石巻市大指林業者生活改善センターの廃止及び無償譲渡について（北上総合支所）

大指林業者生活改善センターは、林業の振興と住民の福祉の増進に寄与することを目的として、平成7年3月に建設され、平成18年度の指定管理者制度の導入後は、大指地区住民を中心として組織する、大指契約会が指定管理者として適正な管理運営を行ってきた。

平成25年1月22日に大指自治会を設立し、石巻市行財政改革推進プラン等に基づき、無償譲渡について協議を行ってきた。

施設を大指自治会に無償譲渡し、地域コミュニティのさらなる醸成や地区住民の自治意識の高揚を図るもの。

(1) 主な内容

ア 設置年月 平成7年3月

イ 建物構造 木造平屋 床面積161.48㎡

ウ 施設内容 集会室（47帖）、会議室（和室14.5帖）、炊事場、トイレ、倉庫

※参考

- ・ 年間利用者数 226人（平成24年度）
- ・ 年間維持費 477,257円（平成24年度）光熱水費等
- ・ 建設事業費 20,840千円 財源内訳 国費10,420千円
県費 2,813千円
町費 7,607千円

(2) 今後の予定

ア 平成26年市議会第1回定例会に関連議案を提案

イ 平成26年4月 無償譲渡

7 石巻市おしか家族旅行村オートキャンプ場サニタリー等設備使用料の無料化について（牡鹿総合支所・産業部）

おしか家族旅行村オートキャンプ場サニタリー棟は、今回の震災により多大な被害を受け、現在、災害復旧工事を進めている。

牡鹿市区の観光振興と設備整備費に係る費用対効果を検討した結果、サニタリー棟の使用料を無料とすることで利用者の増及び負担軽減を図るもの。

(1) 主な内容

次の使用料を無料とするもの。

- ア 洗濯機及び乾燥機（コイン式） 1回 100円
イ ガスコンロ（コイン式） 1回 10円

(2) 今後の予定

- ア 平成26年市議会第1回定例会に条例の一部改正を提案
イ 施行予定年月日 平成26年4月1日

8 復興住宅（旧庁舎跡地）建設に伴う老人福祉センター寿楽荘の移転新築について（福祉部）

昭和45年に建築された現在の寿楽荘は、老人福祉法に規定される老人福祉センターとして、高齢者の日常活動の拠点となっており、今後の超高齢社会に対応するためにも、欠かすことのできない高齢者交流施設であるが、雨漏りや入浴設備などの老朽化が著しく、大規模修繕が必要な状況にあることから、旧庁舎跡地に建設する復興公営住宅と合築し、高齢者が集い、趣味や娯楽を行う場所として、高齢者福祉の増進に努めるとともに、高齢者同士の交流はもとより、復興住宅に居住する方や地域の方との交流を深めることを目的とするもの。

(1) 主な内容

- ア 旧庁舎跡地に建設される復興住宅に老人福祉センター寿楽荘を新築移転する。
イ 延床面積 約640㎡（集会室・娯楽室・浴室・談話室等）
ウ 整備費（概算）373,000千円
うち新築分（設計費・工事管理費・建設費） 357,200千円
解体分（設計費・建設費） 15,800千円

(2) 今後の予定

- ア 平成26年市議会第1回定例会に当初予算を提案
イ 平成26年3月～6月 住民説明会（復興住宅建設）
ウ 平成26年4月～9月 旧市庁舎解体工事・基本計画～実施計画
エ 平成27年1月～平成28年8月 公営住宅建設工事
オ 平成28年9月～（新）寿楽荘利用開始・公営住宅入居
カ 平成28年10月～（現）寿楽荘解体工事

9 石巻市民会館・市民プール跡地の産業用地に係る整備について【継続審議分】（産業部）

復興まちづくり事業に伴って移転を余儀なくされる事業所、とりわけ小規模事業者や職住一体を希望する事業者の移転先としての産業用地を整備し、事業所の市外流出、ひいては雇用の場の確保による人口流出に歯止めをかけ、最大の被災地である本市の早期復興と災害に強いまちづくりに資するもの。

(1) 主な内容

- ア 規模等
- ・敷地面積：約2.5ha
 - ・分譲予定面積：約2.2ha
 - ・公共施設（道路・緑地等）：約0.3ha
 - ・用途区域：準工業地域
 - ・容積率：200%

- ・ 建ぺい率：60%
 - ・ 現時点での概算事業費：約231,000千円（測量調査費等：約18,000千円、設計費等：約25,000千円、工事費等：188,000千円）
- ※各種設計等を行う前の概算事業費

イ 分譲価格

分譲価格については、須江地区に整備する内陸型産業用地との整合性を図るため、造成後の不動産鑑定をもって決定することとするが、今年度実施した不動産鑑定による評価額は16,700円/㎡であった。

ウ 借地料及び貸付期間

石巻市公有財産規則の規定に基づき、営利用の土地の貸付料（仮固定資産の評価額の6.5/100）を適用し、貸付期間についても30年未満として設定することで今後、調整する。

エ その他

今後、公募を実施するが、基本的には河川堤防等の公共工事に伴って移転を余儀なくされる事業所（職住一体[兼用住宅]を可とする）の立地を想定している。

(2) 今後の予定

- ア 平成26年度 測量調査・地質調査・実施設計
- イ 平成27年度 実施設計、本体工事など（平成27年度中の供用開始を目指す。）

10 石巻市造船業等集約化支援事業費補助金制度の創設について【継続審議分】(産業部)

国土交通省が創設した造船業等復興支援事業費補助金により、被災した事業者が集約化等を行い、造船所等の整備を行った場合にその費用の一部が補助されるが、事業者の負担が大きいことなどから整備が進んでいない状況にあることから、当該造船業者等に補助金を交付し、造船業者等の費用負担を軽減するもの。

(1) 主な内容

ア 概要

東日本大震災で被災した造船業者等が造船業等復興支援事業費補助金交付規程の適用を受けて集約等による経営基盤の強化を目的として行う造船所の施設等の整備事業に要する経費について、当該造船業者等に補助金を交付し、造船業者等の費用負担を軽減する。

イ 補助対象団体

東日本大震災で被災した中小企業の造船事業者・造船関連事業者が事業集約等のために設立した事業協同組合等の法人であり、かつ、造船業等復興支援事業費補助金の交付決定を受けた法人。

ウ 補助対象事業

平成29年3月31日までに完了する漁業関連船舶の建造・修繕のための施設・設備等を整備する事業。

エ 補助対象経費

- ・ 漁業関連船舶建造・修繕施設等の購入及び据え付け等に必要な経費
- ・ 据付等に必要な調査費及び設計に係る委託費又は外注費
- ・ 補助対象事業の実施に伴い発生する施設撤去費、移転費

オ 補助率

事業費（消費税及び地方消費税に相当する額を除く）の24分の5以内
 ※事業者の実質負担は8分の1（24分の3）

(2) 今後の予定

- ア 石巻市造船業等集約化支援事業費補助金交付要綱の制定
- イ 施行予定年月日 平成26年4月1日

1.1 石巻市中小企業復旧支援事業補助金交付制度の延長について（産業部）

－継続審議－

1.2 石巻市中小企業融資あっせん制度（災害関連枠）等の延長等について（産業部）

平成23年7月から実施している市融資あっせん制度（災害関連枠）及び平成21年2月から平成26年3月31日までの期間を定めて実施していた緊急経済対策等保証料補給事業を1年間延長し、資金の円滑化を図ることにより、地域事業者の経営の安定を図るもの。

また、震災以降、人件費を含む建築資材等の高騰により、貸付額の引き上げに関する相談もあることから、災害関連枠の貸付限度額を引き上げ、被災中小企業の利便性の向上を図るもの。

(1) 主な内容

- ア 中小企業融資あっせん制度（災害関連枠）の延長及び貸付限度額の引き上げ

改正後	現 行
貸付限度額：1企業につき10,000,000円 取扱期間：平成27年3月31日融資 実行分まで	貸付限度額：1企業につき5,000,000円 取扱期間：平成26年3月31日融資 実行分まで

(ア) 融資対象者

- ・ 市内に居住し、かつ、市内で事業を営んでいる者
- ・ 市税及び国民健康保険税を完納し、事業内容が堅実な者
- ・ 石巻市小企業小口融資あっせん制度による融資を受けていない者（完納後は可能）
- ・ 宮城県信用保証協会の代位弁済や金融機関からの取引停止を受けていない者
- ・ 東日本大震災の影響により、市長から経営の安定に支障が生じていることについての認定を受けている中小企業者（間接被害）。又は、直接被害を受けた中小企業者にあつては、被災証明書の交付を受けているもの（直接被害）

(イ) 融資あっせんの基準

資金の使途	運転資金及び設備資金
貸付限度額	1企業につき10,000,000円（変更前：5,000,000円）
償還期間	10年以内（据置2年以内）
貸付利率	1.5%
償還方法	月賦又は一括返済
保証料補給	50%補給
利子補給	100%補給（3年に限る。）
その他	東日本大震災復興緊急保証制度に基づき運用

- イ 緊急経済対策等保証料補給の延長

中小企業融資 50%補給

改正後	現 行
取扱期間：平成21年2月1日～平成27年3月31日融資実行分まで	取扱期間：平成21年2月1日～平成26年3月31日融資実行分まで

小企業小口融資 100%補給

改正後	現 行
取扱期間：平成 22 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日融資実行分まで	取扱期間：平成 22 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日融資実行分まで

(2) 今後の予定

- ア 石巻市中小企業融資あっせん要綱、石巻市緊急経済対策等保証料補給事業実施要綱及び石巻市中小企業融資災害関連利子補給事業実施要綱の一部改正
- イ 施行予定年月日 平成 26 年 4 月 1 日

1 3 石巻市観光復興プランについて（産業部）

観光産業は、農林水産業、製造業、商業等の地域産業との関連性や経済的効果が大きい総合産業であり、即効性も高いことから、本市の復興において重要な役割を果たすものであり、観光産業を中心的産業の一つとして展開し、官民一体となって取り組むための観光復興の計画策定が急務となっている。

本プランは、東日本大震災により激変した環境の中で、観光産業の復興を観光施設等の復旧状況を見据えながら、「新生石巻市・観光戦略プラン」の見直し・修正を基本とし、新しい「石巻市観光復興プラン」を計画策定するもの。

(1) 主な内容

- ア 計画策定の背景と趣旨
- イ 石巻市の観光の現状
- ウ 石巻市の観光復興の課題
- エ 石巻市観光復興の基本理念と全体像
 - ・基本理念…「新生・再生・共生のテーマ性と戦略性の高い観光地づくり」
本プランでは、新生・再生・共生石巻を 3 つの観光振興の柱とし観光復興を目指します。
 - ・目 標 像…「多彩な輝きがつながるさらに魅力的な観光地・石巻」
基本理念に基づき、「新生・再生・共生石巻」を輝く地域の光として、より魅力的で上質なものとするとともに、地域が一体となった観光地・石巻を形成することを目指します。
 - ・基本方針…①海・山の豊富な地場産品を活かした食のブランド化と商品開発を目指す。
②資源を最大限活用し、積極的な PR により、地域イメージの形成を図る。
③ターゲットを明確にし、客層に応じた観光メニューの提供を目指す。
④被災施設等の早期復旧、新たな施設等の整備を実施し、観光復興の促進を目指す。
⑤かんけい団体との協力・連携の強化と地域一体となった観光振興体制の確立を目指す。

オ 重点プロジェクト

上記、基本方針に基づき、9 つの重点プロジェクトで計画を進めます。

- ※ なお、本計画は、石巻市震災復興基本計画の計画期間を踏まえ、平成 26 年度から平成 32 年度までの 7 カ年のプランとしますが、必要に応じて 2 年ごとに見直しを行います。

(2) 今後の予定

- ア 平成26年2月 議員全員協議会で内容を説明
- イ 平成26年2月 パブリックコメントを実施

14 中央二丁目地区観光交流施設整備実務者検討委員会の設置について（産業部）

「中心市街地川沿い地区の街づくりに関する要望書」において、公設の生鮮マーケットの整備の要望があり、現在、当該事業の事業化見込みを調査するため、整備手法、事業費、採算性、運営主体等の検討を進めているところであることから、商工会議所や地権者代表等の地域の関係者に加え、学識経験者や事業・運営に知見を有する者等からなる検討委員会を設置し、事業化見込み調査の制度を向上させるとともに、方針の早期決定を図るもの。

(1) 主な内容

ア 所掌事項

- (ア) 観光交流拠点整備の事業手法に関する事項
- (イ) 観光交流拠点施設の運営方法に関する事項
- (ウ) 前号に掲げるもののほか、中央二丁目地区観光交流施設整備に必要な事項

イ 組織

- (ア) 商工会議所
- (イ) 観光協会
- (ウ) 街づくりまんぼう
- (エ) 11番地区地権者協議会
- (オ) 学識経験者
- (カ) 石巻市
- (キ) その他施設の整備及び運営に知見を有する者

(2) 今後の予定

- ア 平成26年3月 石巻市観光交流施設整備計画の策定
- イ 平成26年春（予定）第9回復興交付金申請

15 高等学校等就学支援金制度の改正に伴う石巻市立高等学校の授業料等の取扱いについて（教育委員会）

公立高等学校の授業料については平成22年度から不徴収となっていたが、平成26年度から、公立高等学校の授業料に対する支援が、保護者の市民税所得割額30万4,200円未満の世帯の生徒に対する就学支援金の支給に替わることから、石巻市立高等学校の授業料については、就学支援金の受給対象とならない世帯の生徒から徴収することとなるもの。

(1) 主な内容

ア 石巻市立高等学校の授業料について

石巻市立高等学校の授業料については、石巻市立学校の授業料等徴収条例及び同施行規則において平成22年度から原則不徴収と規定していることから、平成26年度以降の入学生徒のうち、「高等学校等就学支援金」の受給対象とならない保護者の（市民税所得割額30万4,200円（年収概ね910万円）以上）世帯の生徒について徴収するため、所要の改正を行う。

また、授業料の徴収の有無については、「高等学校等就学支援金」受給資格により

決定するが、現行の規定では、授業料の徴収期限が受給資格の決定時期以前に到来することから、徴収することとなる保護者の負担が軽減できるよう「高等学校等就学支援金」受給資格を申請した生徒については、受給資格の決定以降に納入できるよう徴収期限を変更又は分割納入できる規定を規則において追加する予定。

イ 就学支援金の支給に関する事務の受託について

「高等学校等就学支援金事務」については、法律において、都道府県が行うことと規定されているが、事務の効率化を図るため、石巻市立高等学校に在学する生徒に係る就学支援金の支給に関する事務について、学校設置者である石巻市が行えるよう、地方自治法第252条の14第1項の規定により、議会の議決を経て宮城県と委託協定を締結する。

(2) 今後の予定

ア 平成26年市議会第1回定例会に関連議案を提案

イ 平成26年3月下旬 事務受託協定

[報告事項]

1 平成26年住民異動繁忙時における窓口業務の時間延長及び土日開庁について（生活環境部）

3月下旬から4月上旬の住民異動繁忙期の対応として平成18年より実施してきた窓口業務の時間延長及び土日開庁を引き続き平成26年も実施し、市の窓口業務における更なる「市民サービスの向上」を目指し、異動繁忙期の窓口混雑解消と日中の時間帯及び平日に来庁出来ない方の利便性向上を図るもの。

(1) 主な内容

ア 実施期間 平成26年3月24日（月）～4月4日（金）12日間

イ 実施時間 平日：午後7時まで 休日：午前9時～午後5時

※実施は、本庁各課のみ行う。

ウ 主な窓口業務

戸籍・住民票の移動処理及び証明書等交付業務、児童手当等異動処理に伴う関連業務、保険年金に関する各種異動業務、転入学及び学区外通学業務等

2 平成26年度石巻市放課後児童クラブ待機児童の解消について（福祉部）

釜地区や蛇田地区等の児童クラブにおいては、以前より待機児童が生じていたが、今年度から利用対象児童を4年生まで拡大したことや、震災の影響等により、来年度の待機児童が大幅に増加する状況となったことから、仮設の放課後児童クラブ室の増設や、現行施設の活用により待機児童の解消を図るもの。

(1) 主な内容

○平成26年度待機地区及び児童数

地区名	待機児童数	対応策
向陽地区	18名	蛇田小学校内に仮設放課後児童クラブを設置することにより、向陽地区第二を利用予定だった蛇田小学校児童が仮設児童クラブに移動することで向陽地区の待機を解消する。
蛇田地区	32名	蛇田小学校内に仮設放課後児童クラブを設置し、蛇田地区の待機児童を解消する。

釜地区	18名	釜小学校内に仮設放課後児童クラブを設置し、釜地区の待機児童を解消する。
稲井地区	14名	渡波地区児童クラブがリースで使用していた仮設施設の契約を延長して使用することで、稲井地区の待機児童を解消する。
桃生第一地区	8名	桃生小学校児童8名を桃生地区第二に移動し、中津山第一小学校児童のみ利用とし、待機を解消する。
桃生第二地区	3名	現行の桃生地域福祉センターから桃生保健センターにクラブ室を変更して定員数拡大を図り待機を解消する。
合計	94名	

(2) 今後の予定

- ア 平成26年市議会第1回定例会に関連議案を提案
- イ 平成26年4月 蛇田・釜地区の仮設放課後児童クラブ室建設工事着手
稲井地区及び桃生地区第二利用開始
- ウ 平成26年7月 蛇田・釜地区の仮設放課後児童クラブ室利用開始

3 石巻市地域農業経営再開マスタープラン検討会の設置について（産業部）

農業関係機関や農業者の代表等で検討会を構成することにより、震災で被災した地域等での農業経営の再開や復興に向けた話し合いを活発にし、地域農業の将来像を反映した経営再開マスタープランを作成するために設置するもの。

(1) 主な内容

- ア 所掌事項
 - (ア) 経営再開マスタープランの作成に必要な取組事項の検討に関する事項
 - (イ) 前号に掲げるもののほか、経営再開マスタープランに関する事項
- イ 組織（委員構成）
 - 予定する委員25名以内（3割以上を女性）
 - (ア) 農業関係機関職員
 - (イ) 農業における大規模個別経営者
 - (ウ) 農業における法人経営者
 - (エ) 女性農業者
 - (オ) 石巻市職員
 - (カ) その他市長が必要と認める者

(2) 今後の予定

- ア 平成26年市議会第1回定例会に当初予算を提案
- イ 石巻市経営再開マスタープラン検討会設置要綱の制定
施行予定年月日 平成26年4月1日

4 災害時における棺等葬祭用品の供給及び遺体搬送等の協力に関する協定について（生活環境部）

－取り下げ－

[その他]

1 石巻市議会議場コンサートについて（総務部）

「第14回（第1回定例会）議場コンサート」が次のとおり開催されることとなった

旨、総務部長から報告があった。

- (1) 開催日時 平成26年2月18日(火) 午後0時15分～午後0時40分
- (2) 開催場所 新議場(庁舎6階)

2 「東日本大震災被災体験談～オーラルヒストリー上映会～」について(総務部)

「東日本大震災被災体験談～オーラルヒストリー上映会～」が次のとおり開催されることとなった旨、総務部長から報告があった。

- (1) 開催日時 平成26年2月9日(日) 午後1時30分～午後3時30分
- (2) 開催会場 石巻専修大学(森口記念館及び4号館ホール)
- (3) 開催内容
 - ・被災体験談3人の上映
 - ・熊谷育美弾き語りライブ
 - ・震災復興記念写真展示
 - ・災害に強い情報連携システム「オレンジ」の広報

以上